

# 青森県報

号外第七十五号

平成十七年  
八月三十日  
(火曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	(事務局) …… 一
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	(同) …… 二
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任	(同) …… 二
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任	(同) …… 三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式等	(同) …… 三
衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字投票用紙の様式等	(同) …… 四
衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等	(同) …… 五
衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数	(同) …… 六
衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	(同) …… 六
衆議院比例代表選出議員選挙における投票記載所等に掲載する名簿届出政党等の名称等の順序を定めるくじを行う場	(同) …… 六

所及び日時	(同) …… 七
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時	(同) …… 七
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時	(同) …… 七
最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時	(同) …… 七
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	(同) …… 七
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長、衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所	(同) …… 八
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	(同) …… 八
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	(同) …… 八
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	(同) …… 八
衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	(同) …… 九
衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	(同) …… 九

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

平成十七年八月二十九日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法

第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、八四六八

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六五、三七七八

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 東津軽郡選挙区 八、六八二人
- 西津軽郡選挙区 一八、〇三六八
- 南津軽郡選挙区 二六、〇六二八
- 北津軽郡選挙区 一六、九一八八
- 上北郡選挙区 三一、一一八八
- 下北郡選挙区 一〇、三八四八
- 三戸郡選挙区 二四、四三三八
- 青森市選挙区 七九、七六〇八
- 弘前市選挙区 五二、一四六八
- 八戸市選挙区 六四、四六四八
- 黒石市選挙区 一〇、五七八八
- 五所川原市選挙区 一三、三六九八
- 十和田市選挙区 一六、八三二八
- 三沢市選挙区 一一、三三〇八
- むつ市選挙区 一三、三三四八

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区	選 挙 長		選挙長職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
第一区	川村 能人	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一九番地	平沢 克俊	青森市東造道一丁目三番二号
第二区	和田 元見	上北郡七戸町字寒水八番地八	外山 國雄	十和田市大字奥瀬字下川目二四〇番地七十二
第三区	野沢 龍夫	三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添一七番地六四	玉田 政光	八戸市吹上二丁目七番一六号
第四区	一戸 一剛	西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字中山ノ井二〇四番地	尾板 正人	弘前市大字宮園三丁目四番地二八

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

選挙分会長	氏名	住所	選挙分会長職務代理者	氏名	住所
川村能人	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一九番地	野沢龍夫	三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添一七番地六四		

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十七年九月十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

審査分会長	氏名	住所	審査分会長職務代理者	氏名	住所
一戸一剛	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中地村町字中山ノ井二〇四番	和田元見	上北郡七戸町字寒水八番地八		

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 衆議院小選挙区選出議員選挙用

1 様式

第四十四回  
衆議院小選挙区選出議員選挙投票

○注  
ちゅうい

一 候補者の氏名は、欄内にひとり書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

小選挙区	印
候補者氏名	印

2 規格等

規格はおおむね縦二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。  
紙質はB Pコート紙一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。  
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷りとする。

二 衆議院比例代表選出議員選挙用

1 様式

第四十四回  
衆議院比例代表選出議員選挙投票

○注  
ちゅうい

一 候補者の氏名は、欄内にひとり書くこと。  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

小選挙区	印
候補者氏名	印

2 規格等

規格はおおむね縦二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。  
紙質はB Pコート紙二一〇キログラム片面刷りとし、紙色はオレンジ色、赤刷りとする。  
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、赤刷込みとする。

三 最高裁判所裁判官国民審査用

1 様式

第二十回 最高裁判所 裁判官 投票

○注 意

一 やめさせた方がよいと思う  
さいばんかん 裁判官については、その名  
うえらん の上の欄に×を書くこと。  
二 やめさせなくてよいと思う  
さいばんかん 裁判官については、何も書  
かないこと。

×を書くらん

さいばんかん  
裁判官の  
名

印

2 規格等

規格はおおむね縦九・一センチメートル、横二二・八センチメートルとする。  
紙質はB Pコート紙二一〇キログラム片面刷りとし、紙色はピンク色、黒刷りとする。  
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における点字投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 衆議院小選挙区選出議員選挙用

1 様式

第四十四回 衆議院小選挙区選出議員選挙投票

点字投票

印

投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で上記のように表示する。

小選挙区

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内にひとりか  
候補者の氏名は、欄内にひとりか  
候補者でない者の氏名は、書かないこと。

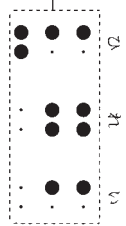
こしょうや  
しめい  
候補者氏名

2 規格等

規格はおおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。  
紙質は上質紙二一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。  
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

二 衆議院比例代表選出議員選挙用

1 様式



投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で上記のように表示する。

第四十四回 衆議院比例代表選出議員選挙投票

例 比

○注 ちゅうい

せいとう せいとう せいとう  
 政 党 そ の た  
 の 政 治 団 体  
 の 名 称 又 は  
 り や く し ょ う  
 略 称

欄内にならぬこと。

点字投票

印

2 規格等

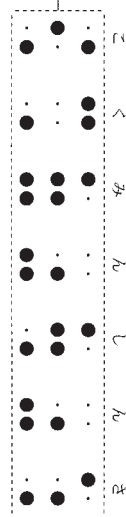
規格はおおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。

紙質は上質紙一〇キログラム片面刷りとし、紙色はオレンジ色、赤刷りとする。

印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、赤刷り込みとする。

三 最高裁判所裁判官国民審査用

1 様式



投票用紙の表面の右上から右下にかけて点字で上記のように表示する。

第二十回 最高裁判所裁判官国民審査投票

点字投票

印

2 規格等

規格はおおむね縦九・一センチメートル、横二二・八センチメートルとする。

紙質は上質紙一〇キログラム片面刷りとし、紙色はピンク色、黒刷りとする。

印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷り込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 衆議院小選挙区選出議員選挙用

1 様式

第 回衆議院小選挙区選出議員選挙  
船 員 不 在 者 投 票

○注 意  
一 候補者の氏名は、欄内にひとりか  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

氏名  
しめい  
や  
ほし  
う  
ほ  
し  
や  
候  
補  
者  
の  
氏  
名  
は  
、  
欄  
内  
に  
一  
人  
書  
く  
こ  
と  
。

2 規格等

規格はおおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。  
紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。

二 衆議院比例代表選出議員選挙用

1 様式

第 回衆議院比例代表選出議員選挙  
船 員 不 在 者 投 票

○注 意  
一 候補者の氏名は、欄内にひとりか  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

氏名  
しめい  
や  
ほし  
う  
ほ  
し  
や  
候  
補  
者  
の  
氏  
名  
は  
、  
欄  
内  
に  
一  
人  
書  
く  
こ  
と  
。

た  
の  
ち  
た  
い  
の  
め  
い  
し  
よ  
う  
ま  
た  
は  
り  
ゃ  
く  
し  
よ  
う  
略  
称

2 規格等

規格はおおむね縦二二・八センチメートル、横八・〇センチメートルとする。  
紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は薄い水色、赤刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第五十号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の  
掲示面の区画数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森  
県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定め  
たので告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	掲示面の区画数
第一区	八
第二区	六
第三区	六
第四区	六

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四  
条第一項の規定により行う平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙  
における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次  
のように定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人



くじを行う場所 青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	くじを行う日時 平成十七年八月三十日 午後五時三十分
--	----------------------------------

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百七十五条第三項の規定により、平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第百三十四条の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

くじを行う場所 青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	くじを行う日時 平成十七年八月三十日 午後七時
--	-------------------------------

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙区名	場 所	日 時
第一区	青森市中央一丁目一番一八号 ラ・プラス青い森四階「ラ・メール」	平成十七年九月十三日 午前十時三十分
第二区	青森市中央一丁目一番一八号 ラ・プラス青い森四階「ル・シエル」	平成十七年九月十三日 午前十時三十分

第三区	青森市中央一丁目一番一八号 ラ・プラス青い森四階「ラ・メール」	平成十七年九月十三日 午前十一時
第四区	青森市中央一丁目一番一八号 ラ・プラス青い森四階「ル・シエル」	平成十七年九月十三日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 場所 青森市中央一丁目一番一八号  
ラ・プラス青い森四階「ラ・メール」
- 二 日時 平成十七年九月十三日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

平成十七年九月十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 場所 青森市中央一丁目一番一八号  
ラ・プラス青い森四階「ル・シエル」
- 二 日時 平成十七年九月十三日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭

和二十五年法律第百号) 第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 第一区制限額 一四、四四一、八〇〇円
- 第二区制限額 二二、八三四、四〇〇円
- 第三区制限額 二三、〇九九、九〇〇円
- 第四区制限額 一三、九〇七、〇〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十七年八月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

場 所 青森県選挙管理委員会事務局  
所在地 青森市長島一丁目一番一号  
ただし、平成十七年八月三十日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

選挙区名	場 所	所 在 地
第一区	青森県庁東棟三階A会議室	青森市長島一丁目一番一号
第二区	十和田市役所新庁舎五階第一会議室	十和田市西十二番町六番一号
第三区	八戸市庁別館二階会議室	八戸市内丸二丁目一番一号
第四区	弘前市役所新館二階第一会議室	弘前市大字上白銀町一番地一

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 川 村 能 人

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十七年九月八日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長 和 田 元 見

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十七年九月八日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号) 第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。



平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長 野 沢 龍 夫

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十七年九月八日 午後五時二十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第四区選挙長 一 戸 一 剛

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十七年九月八日 午後五時二十分

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十七年八月三十日

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 川 村 能 人

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十七年九月八日 午後五時三十分

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭